

岐阜県公報

第 二 千 百 三 十 八 号
平成 二 十 二 年 四 月 九 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

- 岐阜県税徴収金収納事務委託（自動車税）
（税 務 課）二八七ページ
- 土砂災害警戒区域の指定
（砂 防 課）二八七
- 土砂災害特別警戒区域の指定
（同 ）二八八
- 可児都市計画道路事業の認可
（街路公園課）二八八
- 農地計画課
（農地計画課）二八八
- 土地改良事業の完了
（同 ）二八九
- 公共測量の終了
（用地課）二八九
- 美濃都市計画の図書の縦覧
（都市政策課）二八九

告 示

岐阜県告示第二百八十号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百十八条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委 託 内 容	委 託 期 間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一号	自動車税の収納事務	平成二十二年三月一日から平成二十三年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

岐阜県告示第二百八十二号			岐阜県告示第二百八十三号				
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。			（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）				
平成二十二年四月九日			平成二十二年四月九日				
岐阜県知事 古 田 肇			岐阜県知事 古 田 肇				
区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高野稲葉山	飛騨市古川町高野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	高野稲葉山	飛騨市古川町高野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高野 ¹⁹ 番	飛騨市古川町高野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	高野 ¹⁹ 番	飛騨市古川町高野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）	
岐阜県告示第二百八十三号	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。	
平成二十二年四月九日	
岐阜県知事 古 田 肇	
一	施行者の名称 可児市
二	都市計画事業の種類及び名称 可児都市計画道路事業 三・四・九号 可児駅前線
三	事業施行期間 平成二十二年四月九日から 同 二十六年三月三十一日まで
四	事業地 収用の部分 岐阜県可児市広見字幸室、字景行松、字高田及び字下光山 使用の部分 なし

公 示
。県営土地改良事業計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成二十二年四月九日
岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
静里地区	大垣市役所	平成二二・四・九から 同 五・一三まで

。県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
郡上西部地区	郡上市役所白鳥庁舎前 同 揭示場 大和庁舎前	平成二二・四・九から 同 五・一三まで

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業	輪之内南部地区	平成二二・三・一三

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県土地改良事業団体連合会

二 作業種類

公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

三 作業期間

平成二十一年十月十六日から
同 二十二年三月十九日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、羽島市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村地内

。美濃都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称
美濃都市計画火葬場

一 号 美濃市火葬場
二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃市建設部都市整備課

平成二十二年四月九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
ビー・アール・テクノセンター